

○明治薬科大学大学院学位審査基準

制定 平成30年1月30日

明治薬科大学大学院学則、同学位規程及び同学位規程施行細則、及び大学院ディプロマ・ポリシーに基づき、学位の審査を以下の基準により総合的に評価する。

I. 修士学位審査基準

修士の学位審査にあたっては、公開による口頭発表会を開催し、複数の審査委員（主査1名、副査1名以上）による論文審査により試験を行い、それらの結果を受けて、大学院薬学研究科会議において最終審査を行う。

なお、修士論文は、専門分野における新規性や独創性を重視するとともに、論文審査にあたっては、以下の点を考慮し審査を行う。

1. 研究の背景や目的を十分に理解していること。
2. 文献調査や事実調査が適切であり、研究の位置付けを明示していること。
3. 研究の方法や進め方について吟味がなされ、明確かつ具体的に記述されることにより、実験の再現性が保障されていること。
4. 学内の研究倫理規程等を遵守しつつ、倫理的配慮が十分になされていること。
5. ネガティブな結果も含めて、得られた結果等について解析が十分になされ、客観的な考察を展開し、合理的に結論が導かれていること。
6. 研究に関する参考文献の引用等が適切になされ、論文としての体裁が整っていること。

II. 課程博士学位審査基準

博士の学位審査にあたっては、公開による口頭発表会を開催し、複数の審査委員（主査1名、副査2名以上）による論文審査により試験を行い、それらの結果を受けて、大学院薬学研究科会議において最終審査を行う。

なお、博士論文は、専門分野における新規性、独創性、再現性を重視し、その内容が原著論文（筆頭著者）として審査制度のある専門性の高い学術雑誌に英文で公開（掲載決定を含む）されたものとする。論文審査にあたっては、以下の点を考慮しつつ審査を行う。

1. 学問や研究の発展に貢献できる課題のもと、新規性が明示されていること。
2. 文献調査や事実調査が適切であり、研究の位置付けを明示していること。

3. 研究の方法や進め方が吟味され、明確かつ具体的に記述されていること。
4. 学内の研究倫理規程等を遵守しつつ、倫理的配慮が十分になされていること。
5. 取り組んだ研究分野の発展に寄与する可能性が高い発見が含まれていること。
6. 得られた結果等について、客観的な解析と論理的考察が適切に明示されていること。
7. 参考文献の引用等が適切になされ、著作物である論文として体裁が整っていること。